第八条第四号中「第六十二条ノ七第二項」を「第六十条第二項」に改め、「規定による」を削り、同条第五号中「第六十二条ノ七第三項第一号」を「第六十条第三項第一号」に改め、「規定による」を削り、同条第六号中「第六十二条ノ七第三項第二号」を「第六十条第三項第二号」に改め、「規定による」を削る。

第二章の章名、同章第一節の節名、第九条（見出しを含む。）及び第十条中「証書」を「公正証書」に改める。

第十三条第一項ただし書中「雇用」の下に「並びに子の監護に要する費用の分担についての定め」を加える。

第十七条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万円」を「一万三千円」に改める。

第十八条中「七千円」を「八千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（死後事務委任に関する公正証書）

**第十八条の二**　委任（委任者の死後に委任事務が処理されるものに限る。）の公正証書の作成についての手数料の額は、第九条の規定による額の十分の五の額とする。

第十九条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十一条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条第一項中「証書」を「公正証書」に、「十一万円」を「十二万七千円」に改め、同条第二項中「証書」を「公正証書」に、「四万五千円」を「五万二千円」に改める。

第二十二条の見出し及び同条第一項中「証書」を「公正証書」に改め、同項第一号中「二万三千円」を「二万六千円」に改め、同項第二号中「二万三千円」を「二万六千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同項第三号中「六万七千円」を「七万八千円」に、「九千円」を「一万円」に改め、同項第四号中「十一万二千円」を「十二万八千円」に、「六千円」を「七千円」に改め、同条第二項中「証書」を「公正証書」に改め、同項第一号中「二万三千円」を「二万六千円」に改め、同項第二号中「二万三千円」を「二万六千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同条第三項及び第五項本文中「証書」を「公正証書」に改め、同項ただし書中「証書」を「公正証書」に、「二万三千円」を「二万六千円」に改め、同条第六項中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（信託に関する公正証書）

**第二十二条の二**　信託の公正証書の作成（第十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）についての手数料の額は、第九条の規定による額に一万三千円を加算する。ただし、信託財産の価額が一億円を超えるときは、この限りでない。

第二十三条第一項及び第二項中「証書」を「公正証書」に改め、同条第三項中「証書」を「公正証書」に、「五万五千円」を「六万三千円」に改める。

第二十四条中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十五条の見出し中「証書の枚数」を「公正証書の枚数等」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「二百五十円」を「三百円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　電磁的記録をもって作成する公正証書についての前項の規定の適用については、同項中「公正証書の枚数」とあるのは「公正証書に記録されている事項の全部を出力した書面の枚数」と、「四枚（法務省令で定める横書の公正証書にあっては、三枚）」とあるのは「三枚」とする。

第二章第二節の節名中「証書」を「公正証書」に改める。

第二十六条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十七条中「七千円」を「八千円」に改める。

第二十八条中「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第二十九条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）中「証書」を「公正証書」に改める。

第三十二条の見出し中「証書」を「公正証書」に改め、同条中「証書」を「公正証書」に、「第二十五条」を「第二十二条の二、第二十五条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

第三十三条中「証書」を「公正証書」に改める。

第三十四条第一項ただし書中「を証書」を「を公正証書」に改め、同条第二項中「第五十八条ノ二第一項の」を「第五十三条第一項の規定による」に改める。

第三十五条の二第一項ただし書中「証書」を「公正証書」に改め、同条第二項中「第六十二条ノ六第二項の」を「第五十九条第三項の規定による」に改める。

第三十八条本文中「（次条において単に「債務名義」という。）」を削り、「正本」の下に「又は公証人法第四十四条第一項第二号の書面」を加え、「千七百円」を「二千円」に改め、同条ただし書中「同法」を「民事執行法」に、「千七百円」を「二千円」に改める。

第三十九条第一項中「債務名義」を「民事執行法第二十九条前段の債務名義（同法第二十二条第五号に掲げるものに限る。）」に、「又は民事執行法第二十九条後段」を「若しくはその債務名義に係る電磁的記録又は同法第二十九条後段」に、「及び」を「の謄本若しくはその執行文に係る電磁的記録及び債権者が提出した」に、「千四百円」を「千六百円」に改め、同条第三項中「二百五十円」を「三百円」に改める。

第三十九条の二中「千四百円」を「千六百円」に改める。

第四十条を次のように改める。

（正本等の交付）

**第四十条**　公証人法第四十三条第一項第一号若しくは第二号又は第四十四条第一項第一号若しくは第二号の書面の交付についての手数料の額は、一枚について三百円とする。

2　公証人法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第一号又は同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第二号の書面の交付についての手数料の額は、一枚について二百五十円とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録の提供）

**第四十条の二**　公証人法第四十三条第一項第三号又は第四十四条第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千五百円とする。

2　公証人法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する同法第四十三条第一項第三号の電磁的記録の提供についての手数料の額は、二千円とする。

第四十一条中「証書の原本及び」を「公証人法第四十二条第一項に規定する公正証書又は」に改め、「又は定款及びその附属書類」を削り、「二百円」を「二百五十円」に改め、同条に次の一項を加える。

2　次に掲げる書類の閲覧についての手数料の額は、一回について二百円とする。

一　公証人法第五十二条第五項において準用する同法第四十二条第一項に規定する同法第五十二条第一項又は第三項の規定による認証に係る附属書類

二　公証人法第五十三条第五項の規定により公証人の保存する私署証書

三　公証人法第五十八条第四項において準用する同法第四十二条第一項に規定する同法第五十八条第三項の規定により公証人の保存する定款又はその附属書類

四　公証人法第六十二条において準用する同法第四十二条第一項に規定する同法第五十九条第一項の規定による認証に係る附属書類